

令和5年度 富士見町社会福祉協議会事業計画

第1 基本方針

深刻な影響を与えた新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置付の見直しが決定したものの、就業・雇用情勢や人々の活動や交流に大きな制約や制限をもたらし、当町においても生活困窮者の増加のほか、住民の社会参加、交流活動やボランティア活動、地域での支え合い・見守り活動にも大きな影響を及ぼし、あらたなステージにおける『福祉の町づくりの推進』が求められています。

こうした中、本会は新たな地域福祉拠点「富士見町地域共生センターふらっと」の整備により、総合的な相談窓口の充実、誰もが認められ、お互いに助け合い、協力する町民の『参加』や『つながり』の形成を図り、福祉分野に限らず様々な関係者や個人が連携した取り組みの構築を通じ、包括的支援体制の実現を図っていきたいと考えています。これらは、地域福祉・介護の本会としての更なる充実を図るよう、町民一人一人の尊厳・権利が守られることを基本に、その人らしい自立を目指した支援の提供による、生活支援・介護、障がい支援サービスの更に質の高いサービス提供に努め、一層の推進を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響による財政状況が厳しい法人経営においては回復の兆しが見えているものの、人材の確保・成長が新たな課題であり、日常の業務の見直し、法人内の連携強化など生産性の高い取り組みを図ることが急務です。当町における地域福祉推進への責任と覚悟を持ち、全職員が一丸となり、安定した経営を目指してまいります。

第2 法人運営主要事業

1. 協議会一般事業

① 社会福祉協議会住民会員の募集

地域福祉実践団体としての社協の目的に賛同し、目的達成のための必要な援助を行う会員を町内全戸より募集します。

・募集期間 6～7月に区・集落を通じ実施予定

② 高齢者支援事業

敬老行事補助金交付

各区・集落に対して補助金を交付し、敬老行事の充実を図ります。

・補助基準額 70才以上の者×700円

③ 屋内ゲートボール場運営事業

屋内ゲートボール場の運営により、高齢者を中心に幅広い年代層においての雨天・冬期の運動不足の解消を促し、町民の健康増進を図ります。

④ 行路者旅費支給

所持金のない行路者に対して定額の旅費を支給します。

⑤ 諏訪ブロック社会福祉協議会

諏訪ブロック社協の各種会議と研修会（WEB・リモートを含む）

ボランティア・地域福祉関係担当者会議への参加（5回程度/年）。

⑥ 福祉団体助成事業

町内の福祉団体に補助金を交付し、地域福祉の推進を図ります。

交付団体 6団体（身体障害者福祉協会・遺族会・人権擁護委員協議会・保護司会・更生保護女性会・少年警察ボランティア協会）

⑦ 職員衛生管理

衛生委員会の開催（毎月）。定期健康診断の実施。健康相談の必要者への対応。「心の健康作り計画」の推進。職員への衛生教育の推進。保健だよりの発行。職員感染予防対策の推進（新型コロナウイルス・インフルエンザ予防接種、感染予防知識の普及）。メンタルヘルスケア（実施、研修）、ストレスチェックの実施（ケア）。

⑧安全運転・交通事故防止への取り組み

全職員に対し、研修会、適性検査などにより、交通事故防止・安全運転が遂行されるよう働きかけを行うほか、町内事業所として運転マナーの向上が図られるよう、積極的な職員への指導・教育を行います。

2. 赤い羽根共同募金

(1) 赤い羽根共同募金運動（長野県共同募金会富士見町支会事業）

民間福祉団体の財源確保のための全国一斉赤い羽根共同募金運動を実施。また、合わせて歳末助け合い運動も実施します。

実施期間 10月1日～12月31日まで

内 容 戸別募金・事業所募金・その他

(2) 赤い羽根共同募金配分金事業

①ふれあい給食サービス事業

概ね70歳以上のひとり暮らし老人・高齢者世帯等を対象に町民生委員・ボランティアと協力し、会食及び配食サービスを月1回実施することで孤独感の解消等を図ります。

・実施予定 毎月配食サービス（12月はおせち）会食は実施可能時期を協議してまいります。

②福祉団体助成事業

福祉団体に補助金を交付し、地域福祉の推進を図ります。

③地区社協・小地域福祉活動助成事業

地区社協・小地域福祉活動に対して補助金を交付し、住民参加による地域福祉活動の実践を図ります。

3. 福祉センター等管理運営事業

①富士見町福祉センター（ふれあいセンターふじみ）管理運営事業

町民の健康増進・研修・レクリエーション等の機会を提供します。

②富士見町老人福祉センター（清泉荘）管理運営事業

高齢者を中心に町民の健康増進・研修・レクリエーション等の機会を提供します。

③入浴サロン事業

富士見町福祉センター（ふれあいセンターふじみ）において、住環境等により入浴が困難な方や単独での入浴に不安のある方などに、送迎を行い、入浴機会の確保を図ります。

④富士見町生活支援ハウス（生活支援ハウスひだまり）管理運営事業

住環境の悪化に伴う、ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯に対し、居室の提供等を行い、利用者の孤立解消・生きがいづくり、身体機能の低下予防に取り組みます。

4. 地域福祉関係事業

地域の拠点の活用による地域共生社会の実現に向けた包括的総合的な地域福祉の推進

全ての人暮らし、生きがいを共に高めあうことができる地域・支えて側受けて側に別れることなく、すべての住民が役割を持ち支えあい、自分らしく活躍できる地域づくりの拠点として、公的サービスとも協働し総合相談を含め地域共生センター『ふらっと』・旧落合小学校の2拠点のもと、それぞれの拠点において地域住民、活動者、事業所、店舗等と共に支えあう、より良い拠点活動が育つ関わりや取り組みを推進いたします。地域共生センター『ふらっと』は、新たな拠点として認知されることを、旧落合小学校の地域福祉拠点は、顔の見える関係のもと、より身近な地域の皆さんに頼られ地域のお役に立てることを目指します。

(1) 地区社協、小地域福祉活動推進事業

地域福祉推進の中心的活動を担う、地区社協、小地域福祉活動等の支援を行います。

①地区社協・小地域福祉活動補助金交付事業

地区社協・小地域福祉活動に対し補助金を交付し、住民参加による地域活動の実践を図

ります。

②地区社協活動研修事業

地区社協の役員、会員を対象とした研修会を開催し、活動の推進を図ります。

サロン活動等、地域支え合い活動推進のための資料、情報提供、活動支援を行います。

③地区社協設置説明会・懇談会

地域福祉活動等へ取組もうとする地区やグループを対象に地区社協等の設置に対する説明会、懇談会を開催し、地区社協や地域の活動グループ等の設立を支援します。

(2) 地域福祉啓発事業

①「いきいき社協ふじみ」(社協だより)の発行

社協だよりを町内全戸に配布し、社協活動及び地域福祉について広報します。

②富士見町社会福祉協議会ホームページの開設、更新

富士見町社会福祉協議会のホームページを随時更新し、広報活動の充実を図ります。

③富士見町社会福祉協議会メール配信サービス

「めるふじ」の活用による啓発・情報提供・広報活動を実施します。

(3) 介護人材育成事業

①介護職員初任者研修事業

県の指定を受け、介護保険法の規定による介護員養成研修を実施し、地域における介護人材の確保を図ります。

②生活援助従事者研修

県の指定を受け、生活援助中心型のサービスに従事する者のすそ野を広げ、介護人材の確保を図ります。

③介護福祉士実務者研修

介護初任者研修の上位資格として、介護福祉士国家試験の受験資格取得に向けて民間養成機関との連携により推進いたします。

(4) 生活支援事業

①心配ごと相談所運営事業

月1回心配ごと相談所を開設し、日常生活上の相談に応じるほか、専門機関と連携を図り問題の解決にあたります。

②生活福祉資金等貸付事業

長野県社協実施事業である生活福祉資金等の貸付に対し、民生児童委員と協力し、生活困窮世帯や高齢者世帯などに対し、安定した生活に向けての支援を図ります。(資金の種類は以下のとおり。)

(1)総合支援資金

(2)福祉資金

(3)教育支援資金

(4)不動産担保型生活資金

③生活一時資金貸付事業

生活つなぎ資金として、資金貸付を行います。

④金銭管理・財産保全サービス

契約に基づき日常的金銭サービスや財産関係書類等の預かりサービスを提供します。

⑤生活困窮者自立支援制度に伴う事業

(1)まいさぼ出張相談所業務(県社協委託)

生活自立支援法に伴う生活や就労などで困られている方への総合的な支援の窓口として初期相談から各関係機関との連携を行い対応します。

(2)子どもの学習・生活支援事業(県委託)

困窮の連鎖の防止を目指し、生活困窮世帯の子どもに対して学習・伴走的支援を家族も含めて対応します。

(ア)世帯相談支援を通じてそれぞれの子どもに必要な支援のコーディネート

- (イ) 県推進員・学校・子ども課等関係機関との連絡調整、ケース検討会の実施
- (ウ) 子どもだけでも来ることのできる多世代共生の居場所「PONO」の運用
- (エ) 協力員、支援対象の子どもの登録、協力員報酬の支給

(5) 福祉のまちづくり事業 ※新拠点

①福祉体験事業

(1)手話ボランティア育成 「手話講習会」

手話初心者・初級者を対象に、町内聴覚障がい者 町手話サークルと協力して、手話を学ぶことにより手話技術の習得、聴覚障がい、ひいては障がいへの理解をめざします。

(2)ボランティア育成事業（サマーチャレンジ事業）

夏休み期間を利用し、小学高学年以上の学生、一般社会人に対して、町内の施設・関係機関等と協力し、ボランティア体験の推進を行います。

(3)福祉教育

町内の学校と連携し、児童、生徒に異世代や地域との交流、福祉・ボランティア等の体験を通じて、地域福祉教育の推進を図ります。

(4)社会福祉協力校指定事業

町内小・中・高校5校の実施する福祉活動に対し補助金を交付するほか、関係機関との連絡会を開催し、学校での地域活動や福祉教育の推進を図ります。

(5)在宅介護者教室

住民に対し在宅介護に必要な知識・介護技術等を学習する教室の開催。

②ボランティア・地域活動推進事業

(1)ボランティア活動補助金交付事業

町内のボランティア団体に補助金を交付し、ボランティア活動の活性化を図り、地域福祉の推進を図ります。

(2)ボランティア・地域活動支援一般

住民が、ボランティア・地域活動等の住民活動を行う中で、必要な相談、助言を行い、また、住民や活動者と連携し、活動の活性化のための事業を行います。

- ・活動者間のつながりづくりのための機会づくり
- ・ボランティア保険や補助金制度等活動に有効な情報の提供
- ・その他活動情報、募集情報等の発信
- ・活動者、潜在層の交流・情報交換の場の提供
- ・活動者の育成、資質向上のための研修会等の実施
- ・県・諏訪ブロックボランティア関係研修会等の活用

(3)災害ボランティア

災害時に備え、災害ボランティア活動者と災害ボランティアセンターの中核的役割（コーディネーター）を担える人材の育成。集落・区における避難所運営への学びと福祉避難所との連携について取り組みます。

- ・災害ボランティアコーディネーター養成・フォローアップ研修
- ・福祉避難所連携訓練
- ・地区防災と連携し、地区避難所と福祉避難所の連携訓練
- ・防災士等、防災人材育成のための研修派遣事業

(6) 地域福祉受託事業

①在宅介護者リフレッシュ事業（地域福祉受託事業）

在宅介護者の相互交流、健康相談、介護技術の学習を行い、介護負担の軽減、介護者自身のリフレッシュを図ります。

②重層的支援体制整備事業への移行準備事業（地域福祉受託事業 地域安心ネットワーク） ※新拠点

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備し、本人・世帯を包括的に受け止め、本人の力を引き出す継続的な支援、地域とのつながりや関係づくり、参加の場や機会づくりを通じ地域共生社会の実現に向けた取り組みを実施し

ます。

(1)包括的な相談支援の体制

多くの課題を抱える方や家族に対し、課題の整理と各関係機関との協働連携などを行い、伴走的な相談支援体制をとることにより、課題の解決を図ります。

(2)参加支援

繋がりや参加の支援として従来の居場所や参加と就労が結びつくような参加支援に取り組みます。

(3)地域づくりに向けた支援

- ・ 支え合いマップの作成・更新・活用により、日常の近所の支え合いを強化することで、非常時の対応にも備えます。また、支え合いマップづくりや更新の機会を通して、地域の支え合いについて改めて住民が考え合う機会をつくります。
- ・ 要援護者のニーズ調査の実施。
- ・ 地域の縁側や高齢者等グループへの支援・助成を実施します。
- ・ 地域の身近な事業所や拠点が地域福祉力の強化につながるような活動を実施します。

③認知症施策総合推進事業 ※新拠点

認知症になっても暮らせる町作りを関係機関、地域、ご本人と協力連携のもと必要な事業を実施します。

- (1) 認知症に関わる啓発活動の実施をします。
- (2) 見守りネットワークの構築。
- (3) 認知症を抱える方の居場所と活躍できる場づくりとして、認知症カフェ等の運営の支援を実施します。
- (4) 認知症支援者の対応力の向上に向けた学習会・検討会を実施。
- (5) 認知症を抱える当事者を含めた会議と当事者を含めたチーム作り（チームオレンジ）の取り組みを実施します。

④生活支援体制整備事業 ※新拠点

地域包括ケアの達成と新たな住民の支え合い活動の創出とニーズとサービスのコーディネート業務を実施します。

- (1) 生活支援協議体運営事業を実施します。
- (2) 地域元気リーダー養成講座の実施。
- (3) 参加者自身の元気（健康）の維持向上と介護予防・地域での支え合い活動のリーダーとなれるような人材の養成を連続講座にて実施します。
- (4) 地域元気リーダー養成講座受講生らが地域で活躍できる場の創出と調整を行います。
- (5) 住民主体型の生活支援を行う「暮らしサポート・富士見」の運営と調整を行います。
- (6) 気軽に集まれる居場所作りへの啓発と支援。
- (7) サロン・みんなのえんがわ・介護予防教室・高齢者グループ支援等多様な形での居場所作りへの支援をします。

⑤日常生活自立支援事業 ※新拠点

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な者に対して、自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助、利用料の支払い等の代行代理、利用援助に付随した金銭管理・通帳の預かりの援助を行います。

⑥権利擁護中核機関事業・法人後見事業 ※新拠点

認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進のための体制整備、後見人への支援体制の強化と適切な権利擁護のためのコーディネート機能を重視した取り組みの推進を行い、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送れるための支援を実施します。

(1)成年後見支援センター運営事業の実施

成年後見支援センター事業実施要綱に基づき、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とし、センター運営委員会を設置し以下の事業に取り組みます。

- 1) 後見人等の受任に関する調整・相談の実施。
 - 2) 成年後見に関わる各事業、機関との連携。
 - 3) 成年後見制度に関する相談、申立て及び利用支援。
- (2) 権利擁護支援中核機関として取り組みの実施
成年後見支援センター・町住民福祉課による権利擁護地域連携ネットワークを構築し取り組みます。
- 1) 権利擁護支援に関わる町内関係機関ネットワーク構築及び中核機関の設置運営に関する取り組みの実施
 - 2) 成年後見制度に関する広報普及啓発活動
 - 3) 本人にとってふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・会議の実施運営
 - 4) 本人と後見人等を含む支援チームへの支援、バックアップ支援・フォロー
 - 5) 広域的に取り組む6市町村協議会、諏訪広域受任調整会議への参加・協議
- (3) 法人後見事業
意思決定が困難な人の判断能力を補うため法人として成年後見人等になることにより財産管理・身上保護を行いその権利を擁護し続けることができる体制の準備と実施に取り組みます。

⑦生活困窮者等相談事業

福祉事務所を設置していない町村において、一時的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者の相談に応じ、必要な情報の提供および助言、各関係機関と連絡調整等を行います。また、柔軟な働きかたを必要とする方に対して、支援付きの就労の場作りを関係機関と共に進めます。

⑧地域福祉サービス事業

地域の福祉課題に取り組み、住みよい町づくりを目指す事業を実施します。

- (1) 地域支援事業富士見町給食サービス事業（おたっしゃ給食サービス）（地域福祉受託事業）
給食の配達を行い、栄養確保・栄養状態の確認・安否確認・コミュニケーション・生活のリズムの確保及び情報提供するとともに、関係機関との情報共有をはかります。
- (2) 金銭管理・財産保全サポート事業（社協独自事業）
日常生活自立支援事業の対象外の方で、生活の維持のため生活費管理が必要な方への支援を行い、スムーズな権利擁護、福祉サービスへのつなぎを実施します。
- (3) 生活一時資金貸付事業（社協独自事業）
低所得世帯に対して生活一時資金の貸し付けと援助、指導、関係機関との連携することで生活の自立を図ります。

第3 福祉・介護サービス主要事業

1. 地域活動支援センター運営事業

町の指定管理を受け、地域活動支援センター（福祉共同作業所「赤とんぼ」）の運営のほか、障害者総合支援法に基づく計画相談支援事業を行います。

(1) 事業方針

働き、活動するなかで地域とのつながりをつくり、その人らしい暮らしができるようにします。

- ① ご利用者一人ひとりにあった就労や社会参加を提供し、その人らしい暮らしができるようにします。
- ② 創作的活動、生産活動をする中で地域と関わりを持ち、ご利用者と地域を共に支えられる取り組みをします。
- ③ 障害者総合支援法相談支援事業による相談及び、地域の障がい者や住民への多様な相談体制を提供します。

(2) 作業内容

薪の製造販売（広葉樹・針葉樹）、リサイクル商品の回収・分別（牛乳パック・広告雑誌・新聞・アルミ缶・ダンボール）トイレットロールの販売、Café営業（移動カフェ・ワー

クシヨップ、講座等含む)、野菜作りと販売(町内業者への提供販売含む)、草木染め、ひょうたんの栽培と加工、企業等の受注作業、短時間就労。

(3) 地域交流

サロン活動への参加、スポーツ大会、イベント参加、町内の学生、各種団体・地域のボランティアの皆さん、地域住民の皆様との交流を行います。

(4) 主な業務

- ① その人の個性や得意な事が発揮できる取り組みをし、社会参加や自立支援につなげます。
- ② ご家族、ご支援者、関係機関と密に連携をとり支援の方向性を明確にします。
- ③ 職員の専門性の向上をはかるため研修や勉強会へ参加します。
- ④ 相談支援事業において、自立支援協議会の相談支援部会、地域生活支援部会へ参加し諏訪圏域での課題の検討や情報共有をおこないます。

(5) 重点課題

- ① 通所者のストレングスに着目した活動をおこなう
- ② 地域の方との交流
- ③ 職員の専門性のスキルアップと作業活動の幅が広がる知識の習得

2.介護サービス共通事業

◎地域包括ケアに向けた取り組み

- ・事業所を拠点とし、地域担当者を配置することで、町民の予防事業・地区活動の支援、個別的なサービス提供を行い、一般町民から要援護者まで幅広い視点で支援を行います。
- ・ご利用者様、ご家族様、地域の力を奪うことなく、住み慣れた自宅・地域で暮らし続けることができるよう、常に自立支援の視点に立ち、包括的な支援に取り組みます。

3.居宅介護支援事業

(1) 実施事業

介護保険法に基づく居宅介護支援事業を行います。

障害者総合支援法に基づく計画相談支援事業・地域移行支援事業・地域定着支援事業を行います。

(2) 目 標

ご利用者様の在宅生活での喜びを様々な資源・環境を結び、活用して最後まで支えます。

(3) 主な業務

- ① 介護保険制度・障がい福祉制度・諸制度情報の共有化。
- ② 相談支援事業において、自立支援協議会相談支援部会へ参加し、諏訪圏域の情報収集・共有をします。また、就労支援のサービス活用ケースへの取り組みや長期入院入所ケースの退院支援・地域生活への定着支援に取り組みます。
- ③ 医療機関(主治医)や訪問看護サービスと連携し、在宅での看取りケースへの取り組みを引き続き行います。
- ④ 地域ケア会議への積極的な事例提供・参加を行い、事業所だけでなく町全体の取り組みに積極的に関わっていきます。
- ⑤ 係内でケースの共有、取り組みについての意見交換や振り返りを行い、実務の改善・事務作業の効率化を図ります。
- ⑥ 生活支援コーディネーター・地域福祉係・他事業所と協力し、地域の方達との連携を図り、働きかけを行いインフォーマルサービスの発見・活用・作り出す努力を続けます。
- ⑦ 主任介護支援専門員を中心に自立支援の視点と取り組みが保たれているか、定期的に確認していきます。
- ⑧ 他の居宅介護支援事業所や包括支援センター・サービス提供事業所との勉強会等の実施を図ります。

(4) 重点課題

- ① ご利用者様にとっての当たり前の暮らしを最後まで支え続ける。
- ② ご利用者様が主体的に取り組む、目標を提案する。
- ③ 事業所全体がチームとして職員一人一人を互いに支え合う。

(5) 数値目標

介護保険居宅介護支援：月平均300名

障がい福祉サービス事業一般相談支援：担当数20名

4.訪問介護事業・訪問入浴介護事業

◇ふれあい訪問介護事業所・訪問入浴介護事業所

(1) 実施事業

介護保険訪問介護事業・日常生活支援総合事業・障がい福祉サービス事業(居宅介護同行援護)・認定特定行為業務(痰吸引、胃ろう)・介護保険訪問入浴介護事業を行います。

(2) 目 標

在宅の暮らしのニーズを把握し、リハ職と連携することで、一人でも多くのご利用者様の生活機能を向上させる。

(3) 主な業務

- ①身体介護・生活援助・乗降介助・訪問入浴の訪問を行い、ご利用者様の在宅での自立につながる目標を立て、支援をおこないます。
- ②より質の高いサービス提供を行うため、月1回の全体ミーティング、月2回のショートミーティング、情報交換ノートを活用、ガルーンでのご利用者様の情報共有をします。
- ③ご利用者様の变化やニーズを把握して、ケアマネジャー・他の事業所等と連携を図り、適正なサービス提供を行います。
- ④業務に必要なテーマに沿った研修を実施します。

(4) 重点課題

- ①ご利用者様と共に取り組む自立・生活機能向上への支援の強化
- ②訪問入浴を通じ、自宅での生活の満足度を上げる
- ③効率化を図り、業務負担を軽減する

(5) 数値目標

訪問介護 月平均訪問回数 (総合事業・障害を含む) 900回
1日平均(30回)

訪問入浴 月平均利用回数 10回

◇清泉荘訪問介護事業所

(1) 実施事業

介護保険訪問介護事業・日常生活支援総合事業・障がい福祉サービス事業(居宅介護)・認定特定行為業務(痰吸引・胃ろう)を実施します。

(2) 目 標

住み慣れた地域、自宅で意欲的に生活していただくための支援を目指します。

(3) 主な業務

- ①身体介護、生活援助等の訪問を行い、ご自宅での生活を支援いたします。
- ②毎月のミーティングや、日々の業務においてご利用者様の情報交換、情報共有を行い、職員間の連携を図り、より良いサービス提供を行います。
- ③業務を行う上で必要性が高いテーマ内容を係内研修で毎月行い、業務に生かします。
- ④外部や法人内の他機関との連携や研修に参加し、介護の視野を広げます。

(4) 重点課題

- ①ご利用者様の生きる力や生活する力・生きがいと一緒に見つけ、目標に盛り込み一緒に取り組んでいく。
- ②自立支援に基づいた身体介護の提供・委託による定期巡回訪問の拡大を図り、訪問介護業務に自立支援の視点を更に取り入れていく。
- ③感染防止の徹底。

(5) 数値目標

月平均訪問回数 月平均訪問回数 (総合事業・障害を含む) 640回
1日平均(21.5回)

5.通所介護事業・短期入所生活介護事業

◇ふれあい通所介護事業所 ◇ふれあい短期入所生活介護事業所

(1) 実施事業

介護保険通所介護事業・日常生活支援総合事業・障がい福祉サービス事業（生活介護）・介護保険基準該当短期入所事業（介護予防を含む）を実施します。

(2) 目 標

- ・ご利用者様に『来てよかった!』ご家族様に『頼んでよかった!』と言っていただける事業所を目指します。
- ・退院後のご利用者様に対して、デイとショートによる24時間体制で在宅生活にスムーズに戻れる支援を行います。
- ・ご利用者様の生きがいや楽しみを引き出し、一緒に取り組めるように支援します。

(3) 主な業務

通所介護

- ①入浴・排泄・食事等日常生活上の支援を行います。
- ②体調、栄養状態、口腔機能を加味して食形態を工夫した食事を提供します。
- ③身体機能の維持向上を目指し、ご利用者様の課題に応じた機能訓練を行います。
- ④家族様からの相談に積極的に応じます。
- ⑤感染対策を講じてご利用者様をお迎えします。

短期入所

- ①デイサービスで馴染の職員が関わり、日ごろの生活習慣や課題に応じたケアを行います。
- ②入院後の在宅復帰等、ご自宅に戻っても安心して過ごせることを視野に関わります。
- ③入所前にご家族様・ケアマネジャーからご利用者様の状況をお聞きし、必要なケアを行います。
- ④入所中のご様子をご家族様にお伝えします。

(4) 重点課題

- ①個別援助計画作成を進め、ご利用者様の目標を共有し、デイでの取り組みに繋がります。
- ②ご利用者様の心身機能の変化に応じて、必要な加算算定に繋がります。
- ③ケアマネジャーと情報を共有し、連携を行います。
- ④職員の意欲向上のためのスキルアップ研修を行います。
- ⑤ふれあい訪問介護事業所と連携し、デイサービスと在宅生活が繋がるように支援します。

(5) 数値目標

通所介護 月平均利用人数 介護保険（介護予防・日常生活支援総合事業を含む）
710人（1日平均23.6人）

短期入所 月平均利用者数230人（1日平均 7.6人）

(6) 行事計画

- ・お花見会 買い物会 敬老会 忘年会 一芸会などを計画しています。
- ・昨年度藍を栽培し、出来た種から、今年度もふれあいプロジェクトを実施します。
- ・昨年度コロナ禍で実現できなかった、ご利用者様の行ってみたいところ、やってみたい。を実現したいと思います。

◇清泉荘通所介護事業所 ◇ショーステイやすらぎ（短期入所）

(1) 実施事業

介護保険通所介護事業・日常生活支援総合事業・障がい福祉サービス事業（生活介護）・介護保険基準該当短期入所事業（介護予防を含む）を実施します。

(2) 目 標

ご利用者様一人一人が輝く場面を持って頂けるデイサービスを目指します。

(3) 主な業務

通所介護

- ①バイタル測定や食事の提供を通してご利用者様の健康、体調管理を行います
- ②ご利用者様の機能訓練計画に基づいた運動プログラムの実施を行います。
- ③ご利用者様にご自身の目標を明らかにして頂き、運動、機能訓練、作業等に意欲的に参

加していただきます。

④ご希望に沿った浴槽を選んでいただき、身体状況に合わせて入浴の介助を行います。

短期入所

①個別ファイルの整理、見直しを行い最新の情報の共有をします。

②在宅生活上での困りごとが解決できる様に目標を立てて支援を実施します。

③担当者会議時に支援の内容、方向性をご利用者様、ご家族様と話し合い、より良い支援につなげます。

(4) 重点課題

①どんな些細なことでもご利用者様の挑戦を応援し、成功の喜びや失敗のくやしさを共有、共感する

②個々のライフスタイルに合わせたデイサービスでの役割を大切にする。

③厨房やショートステイと共にご利用者様の体調管理を行い、柔軟な対応ができるデイサービスを提供する

(5) 数値目標

通所介護 月平均利用人数 介護保険（介護予防を含む）530人（1日平均17.6人）

短期入所 月平均利用者数260人（1日平均8.6人）

(6) 行事計画

年間を通じて季節を感じられるドライブ、おやつ作り、外食会、一芸会、敬老会、運動会、買い物会など、楽しんで参加いただけるイベントを計画します。誕生日会は随時行います。

◇デイサービスかがやき

(1) 実施事業

介護保険通所介護事業・日常生活支援総合事業・自費デイサービス・地域を拠点としたサロン活動を実施します。

(2) 目 標

ご利用者様の「生活する力」「生きる力」「自分らしさ」を自分の生活の中で発揮できるよう支援するデイサービスを目指します。

(3) 主な業務

①自立支援を目的とするデイサービスとして、さまざまなメニューを自己選択自己決定し過ぎて頂きます。

②ご利用者様一人一人の生活にあった、生活リハビリや機能訓練を行います。

③住み慣れた地域との交流をし続けられるよう支援します。

④ご利用者様が働きや畑など役割を持ち、活躍できる場を作ります。

(4) 重点課題

①ご利用者様が生き生きと活躍できる場づくり

②ご利用者様の生活の質の向上

③地域と交流できるデイサービスにする

(5) 数値目標

定員30名 営業日 月～土（週6日）

月平均利用者数 650名（1日平均25名）

(6) 行事計画

ご利用者様とともに、計画していきます。

6.小規模多機能型居宅介護事業（一本松の家）

(1) 実施事業

介護保険（介護予防含む）地域密着型サービス小規模多機能型居宅介護事業を行います。

(2) 目 標

地域とのつながりを大切に、住み慣れた環境で暮らし続けるための利用者支援をします。

(3) 主な業務

①通い・泊り・訪問を一体的に行い、生活全般を支援します。

- ②地域の方への交流室の開放を行います。
- ③事業所の活動を地域に発信し、つながりを大切にします。
- (4) 重点課題
 - ①ご利用者様のできる力を発見する目を持ち支援に繋がります
 - ②地域とのつながりを大切に事業運営をします。
 - ③感染拡大、災害時にも迅速に対応できる体制づくり
- (5) 数値目標
 - 毎月登録定員 27名

7.定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業】

(24時間ケアサポートふじみ)

- (1) 実施事業
 - 介護保険地域密着サービス定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業、認定特定行為業務（痰吸引・胃ろう）を行います。
- (2) 目 標
 - 24時間365日「安心」して暮らせる、一人一人の生活をサポートします。
- (3) 主な業務
 - ①効率的で効果的な定期訪問の実施により「できることの継続」「できることを増やす」力を奪わないケアを実施します。
 - ②テレビ電話を活用した随時対応の実施をします。
 - ③ご利用者様ご家族様の緊急の際に十分な対応を行う随時訪問の実施をします。
 - ④訪問看護ステーションとの連携による介護医療の一体的な支援の実施をします。
- (4) 重点課題
 - ①望む姿、望む暮らしに伴走し、自分らしい生活の実現
 - ②働き甲斐のある職場環境の実現
 - ③自ら学ぶ力を養い、自己成長し続ける
- (5) 数値目標
 - 月登録定員 37名

8.福祉移送サービス事業・福祉車両貸出事業 ※新拠点

自力で公共の交通機関等を利用できない高齢者、身体障がい者等の医療機関や買い物及びそれに準じる所用のための送迎を実施、及び福祉車両の貸出を行います。